

AI を利用して創出された発明の発明者についての考察

弁理士 岩元 将洋

1. はじめに

近年、大規模言語モデルの性能が著しく向上しています。例えば、Anthropic 社が 2026 年 4 月 7 日に公表したモデル Mythos は、生物学、物理学および化学の高度な知識や推論能力を測定するためのベンチマークである GPQA Diamond で 94.6%¹を獲得し、これは博士号を持つ専門家の平均スコアである 74%²を大きく上回っています。

このように AI の性能向上が続くことで、発明の過程において AI を利用する事例が増加することが予想されます。これに伴いクローズアップされるのが、「AI を利用して創出された発明の『発明者』は誰なのか」という論点です。そこで、本稿では、AI を利用して創出された発明の発明者について考察します。

2. 裁判例の紹介

DABUS 事件の知財高裁判決（以下、「本判決」と称します。）では、「発明」について特許を受ける権利は特許法に基づいて付与されるものであり、特許法上に規定のある例外を除いて原則自然人に限られるため、権利能力のない AI が行った発明については特許を受ける権利が発生しないことを示しました。

具体的には、特許法上、「特許を受ける権利」の発生及びその原始帰属者について定めた規定は、特許法 29 条 1 項柱書の産業上利用可能な発明をした者が特許を受けることができることを定めた規定及び同法 35 条 3 項の一定の場合に使用者等に特許を受ける権利が原始帰属することを定めた規定以外には存在せず、また、自然人以外の者が発明者になることを前提とした特許付与手続を定めた規定も特許法にはないという理由から、特許法に基づき特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られると解するのが相当であると結論付けています。

本判決では、現行法においては、我が国において自然人以外の者が発明者になれないとの判断が下されましたが、自然人と AI が共同して発明を行った場合については示されていません。すなわち、発明の過程で AI を利用していた場合であっても、自然人が発明者であるといえる場合であれば特許を受けることができると考えられます。

3. AI を利用して創出された発明の問題点

AI を利用して創出された発明の場合、「どこまでが人間の貢献か」という境界線が曖昧になる結果、以下のような事態が生じる可能性があります。

①審査段階において拒絶される可能性

AI は特許を受ける権利を有さないことが確定したため、審査段階で発明の発明者が AI であり、自然人が含まれていないことが明らかになると（現実的には審査段階でその事実が判明する可能性は低いと思われませんが）、企業は特許を受ける権利を原始帰属または承継することができず、特許法 49 条 7 号の規定によりその特許出願は拒絶されることになります。

②職務発明制度における「報奨金」の帰属問題

我が国では、従業者が職務上行った発明について、企業が特許を受ける権利を取得・承継する場合に企業は従業者等に「相当の利益」を支払う義務があります。もし、AI が提示した出力に対して人間が「単に選択・検証しただけ」であるにもかかわらず、その人間を便宜上「発明者」として届け出た場合、「そもそも発明への実質的貢献がない従業員に対して、会社は報奨金を支払うべきなのか」という社内的な不整合が生じます。

4. 発明者の認定

これらの問題を回避するためには、AI を利用して

創出された発明の発明者を特定する必要があります。つまり、自然人が発明者であるということができれば、特許法 49 条 7 号の拒絶理由を回避でき、また職務発明の報奨金制度も正当に運用できます。では、どのような場合に、AI を利用した発明において「自然人が発明者である」と評価できるのでしょうか。

特許法においては、発明者の定義について明文の規定はありませんが、学説³では、発明者とは、発明の創作行為に現実に加担した者だけを指します。そうすると、AI を利用して創出された発明の場合に、自然人が発明の創作行為に現実に加担するとはどのような場合であるかを検討する必要があります。

そこで、AI を利用して創出された発明を AI と人間による共同発明だと考えると共同発明者とは誰かという従来の基準を当てはめることができます。学説⁴では、共同発明について、発明の成立過程を着想の提供と着想の具体化に分け、提供した着想が新しい場合には着想者が着想を具体化することなく公表していない限り着想者は発明者とされ、また、着想を具体化した者は、その具体化が当業者にとって自明程度のことに属しない限り発明者であるとされています。

これを自然人が AI を用いて発明を行った場合に当てはめると、発明者が自然人になるのは以下の 3 パターンが考えられます。

①自然人が発明の着想から具体化まで一貫して行い、AI はデータ整理などの補助に用いる場合

例：開発者（自然人）が、データの処理速度を向上させるための新しい処理のアイデア（着想）を自ら考案した。プログラムを実装するにあたり、テスト用データの自動作成やコードのエラーチェックといった補助的な作業にのみ AI を利用し、開発者自身がプログラムを記述してシステムを具体化した。

発明者性の判断：この場合、AI の役割は計算機や便利なツールの域を出ていません。発明の「着想」と「具体化」の双方が人間の手によって行われているため、当然にこの自然人が単独の発明者となります。

②自然人が発明の着想を AI に入力し、AI がその着想を具体化させる場合

例：開発者（自然人）が、「スマートフォンのある

センサー情報と別のデータを組み合わせることで、特定のユーザ行動を検知する」という新たな仕組み（着想）を考案した。この検知の手順やロジックを詳細にプロンプトとして AI に与えたところ、AI がその指示通りに動作するソースコードを出力し、機能が具体化された。

発明者性の判断：AI が行ったコードの出力は、人間が提示した具体的な指示からそのまま導き出せる「専門家にとって自明な範囲」にとどまるのであれば、技術的なアイデアを提供したプロンプトの入力者（自然人）が発明者となります。

③自然人が AI に発明の着想を出力させ、自然人がその着想を具体化する場合

例：生成 AI に対し「パスワードを使わない新しいユーザ認証のヒント」を求めたところ、AI から「パスワードの代わりに、人間のスマートフォンの持ち方のクセを分析して本人確認をする」という新たなアイデア（着想）を得た。そこで、開発者（自然人）が実際に作ってみたところ、「歩いている時」や「寝転がっている時」に姿勢が変わり、本人が使ってもエラーになってしまうという重大な問題に直面したため、ユーザがどんな体勢であっても正しくクセを見抜けるよう、状況に合わせて判定を自動調整する「独自の仕組み」を自ら考案して組み込み、実際に使えるソフトとして具体化した。

発明者性の判断：着想自体は AI の出力から得たものですが、それを実際の技術として成立させるための「具体化」のプロセスにおいて、自然人が独自の工夫を施しています。したがって、この具体化が当業者にとって自明の範囲でない限り、この具体化を行った自然人が発明者として認められます。

5. 米国出願を見据えた対応

ここまでは日本国内におけるリスクや判断基準について検討してきましたが、AI を利用して創出された発明を米国へ出願（または権利行使）する際のリスクを見据えておくことも極めて重要です。

米国特許商標庁（USPTO）は、2024 年 2 月に「AI 支援発明に関する発明者性ガイダンス」⁵を公表して

います。このガイダンスでは、日本と同様に「発明者は自然人に限る」としつつ、AI を利用した発明において人間が発明者と認められるためには、その人間が発明に対して「実質的な貢献（Significant Contribution）」を行ったか否かが判断基準とされています。

もし、米国出願時にこの基準を満たさない人間を便宜上「発明者」として記載してしまった場合、将来の米国訴訟において致命的なリスクが生じます。米国の強力な証拠開示手続きであるディスカバリによって、当時の開発記録や AI サービスの使用履歴が開示されるため、記載された人間は真の発明者ではなく、不実記載（Misjoinder/Nonjoinder）であるという事実が露呈する可能性があります。これが不正行為（Inequitable Conduct）と認定されれば、特許権の行使そのものが不可能になるという事態が懸念されます。

したがって、将来的に米国への権利展開を想定している場合は、4 章で示した日本の 3 パターンのうち、②や③のように AI と協働するケースにおいて、米国の「実質的な貢献」の基準とも整合性を持たせた発明者認定を行う必要があります。

6. おわりに

本稿で考察した通り、AI の性能が人間の専門家を凌駕しつつある現代において、AI を利用した創作活動はもはや避けて通れなくなっています。将来的なトラブルを未然に防ぐためには、人間がどのような独自の工夫を施したかという発明への関与のプロセスを、客観的に記録・保存しておく体制を確立することが重要となっていくと考えられます。

<参考文献>

- [1] Anthropic, PBC “Project Glasswing” (2026)
<https://www.anthropic.com/glasswing>
- [2] David Rein et al. “GPQA: A Graduate-Level Google-Proof Q&A Benchmark” (2023)
<https://arxiv.org/abs/2311.12022>
- [3] 高林龍『標準特許法第 7 版』（有斐閣、2020 年）72 頁
- [4] 吉藤幸朔・熊谷健一補訂『特許法概説[第 13 版]』（有斐閣、1998 年）187-188 頁
- [5] USPTO “Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions” (2024)
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/13/2024-02623/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>



KSI パートナース法律特許事務所
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S ヒルS棟4階
TEL: 03-6455-3679
E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp